## 珠洲市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、珠洲市立保育所の令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査結果を次のとおり公表する。

令和4年11月15日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章 珠洲市監査委員 三盃 三千三

## 第1 監査の概要

1 監査の種類

珠洲市監査基準に関する規程に準拠した地方自治法199条第4項に規 定する定期監査

2 監査の対象

珠洲市立保育所設置条例により設置された保育所

3 監査の範囲

令和3年度の事務事業の実績及び令和4年度の実施状況

- 4 監査事項
  - (1) 保育所の管理運営について
  - (2) 職員の服務状況について
  - (3) 施設、設備(備品)の保管、維持管理状況について
  - (4) 備え付け帳簿類の整備、保管について
  - (5) その他
- 5 監査の実施日

書類審査 令和4年9月12日 (月)  $\sim$ 10月4日 (火) 施設監査 令和4年10月5日 (水)

6 監査を執行した監査委員

田 畠 邦 章 三盃 三千三

7 監査の手続き

全保育所を対象に、珠洲市立保育所に整備すべき帳簿類の提出を求め、 書類審査をするとともに、4保育所(宝立、若山、飯田、みさき)へ出 向き、令和4年度の運営計画、保育計画、施設管理状況等について、福 祉課長及び指導保育士の立ち会いのもと、保育所長並びに主任保育士か ら詳細な説明を聴取すると共に諸帳簿等の監査を行った。

## 第2 監査の結果

いずれの保育所についても、概ね適正に執行されていると認められた。